

市民課窓口の混雑回避にご協力ください！

例年、3月中旬から4月上旬まで、市役所2階の市民課窓口が大変混み合います。市役所以外でできる手続きや休日開庁を利用するなど、混雑の緩和にご協力ください。

混雑回避のための5つの方法

1 証明書コンビニ交付サービスを利用

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機から証明書を取得できます。市役所や地区まちづくりセンターで取得するより、100円安くなります。

取扱日時

6時30分～23時（年末年始と保守点検日を除く）

取得できる証明書

戸籍全部（個人）事項証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、所得証明書、所得課税証明書、納税証明書

2 各地区まちづくりセンターで証明書を取得

取扱日時

（年末年始と祝休日を除く）
8時30分～17時

取得できる証明書

戸籍全部（個人）事項証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し、身分証明書、年金現況証明、所得証明書、所得課税証明書、固定資産評価証明書、固定資産課税

1・2とも

※戸籍に関する証明は、本籍地が富士市の人のに限ります。



詳しくはこちら

4月から発行できる地区まちづくりセンターは、吉浦・田子・大淵・鷹岡の5か所になります。



詳しくはこちら

3 郵送・オンライン申請で転出届出

転出届（富士市から市外への引越し）は、郵送またはオンライン申請で行うことができます。※オンライン申請が利用できるのは、転出する人の中に、マイナンバーカード（有効な電子証明書搭載のもの）と、カード読取可能かつマイナンバーにアクセスできる端末（スマートフォンなど）を持っている人がいる場合に限りです。

4 休日開庁日を利用

毎月第1日曜日（1月を除く）と3月の最終日曜日は、市民課などの窓口を開設しています。

3・4月の休日開庁

3月2・30日、4月6日

取扱時間

9～16時

※一部取扱いのできない手続きや即日処理ができない手続きがあります。事前にお問い合わせください。

5 市ウェブサイトで混雑状況を確認

混雑状況は市ウェブサイトで確認でき、混雑時を避けて手続きできます。市公式LINEのメニューアイコン「市役所情報」からご覧ください。

また、市民課発券機で発行される整理券には、QRコードが記載されています。このQRコードからも、市民課で行う手続きごとに、待ち人数や呼び出し中の番号をリアルタイムで知ることができます。発券後、専用サイトで自分の整理番号を登録すると、順番が近づいたときにLINEやメールで呼出し通知を受け取ることができ、受付の順番を、市民課フロア以外の場所でも待つことができます。

受付の状況などを確認できる専用サイト



戸籍制度が変わります

● 戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法改正により、5月26日から1年間かけて、順次氏名の振り仮名が記載されます。

これにより、住民票の写しにも振り仮名が記載されるなど、正確な氏名の呼称が証明されるようになるほか、行政のデジタル化が推進されます。

● 氏名の振り仮名の確認をお願いします

今年の夏以降、「（仮称）戸籍に記載される振り仮名の通知書」が本籍地の市区町村役場から届きます。現在市役所で使っている振り仮名を基本的に通知します。問題がない場合は届出不要ですが、誤りがある場合は令和8年5月までに届出が必要となります。※詳しくは、国の決定を待つて順次お知らせします。

問合せ

- ◇証明に関すること・・・市民課証明担当
- ◇マイナンバーカード（コンビニ交付）・・・証明担当
- ◇住所変更・戸籍届出に関すること・・・戸籍住民担当
- ◇税証明に関すること・・・収納課管理担当

☎55-2747 ☎53-2500（市民課共通）
☎55-2977
☎55-2749
☎55-2729 ☎55-0063